

水質汚濁に係る環境基準について

昭和46年 環境庁告示第59号より抜粋

改正 令和3年10月環告62（令和4年4月1日施行）

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
1 カドミウム	0.003mg/L 以下	14 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
2 全シアン	検出されないこと。	15 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
3 鉛	0.01mg/L 以下	16 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
4 六価クロム	0.02mg/L 以下	17 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
5 砒素	0.01mg/L 以下	18 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
6 総水銀	0.0005mg/L 以下	19 チウラム	0.006mg/L 以下
7 アルキル水銀	検出されないこと。	20 シマジン	0.003mg/L 以下
8 P C B	検出されないこと。	21 チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
9 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	22 ベンゼン	0.01mg/L 以下
10 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	23 セレン	0.01mg/L 以下
11 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
12 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	25 ふっ素	0.8mg/L 以下
13 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	26 ほう素	1mg/L 以下
		27 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。